

**備考**

- 注意事項
- 1 取引の関係者から請求があるとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
  - 2 登録が消滅されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を医師すること。
  - 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
  - 4 本証は他人に譲りし、又は譲渡してはならない。
  - 5 本証を更新する場合は、交付申請前6ヶ月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。